

議会等に出頭する者及び公聴会に参加する者の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 1 3 日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第 6 号

議会等に出頭する者及び公聴会に参加する者の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

議会等に出頭する者及び公聴会に参加する者の実費弁償に関する条例（昭和 3 1 年函館市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号中「1 万 1, 8 0 0 円」を「1 万 5, 0 0 0 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は，令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条の規定は，この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し，同日前に出発した旅行については，なお従前の例による。